

持続性評価を活用した 計画間の整合性確保に関する枠組みの提案

石神 孝裕¹・屋井 鉄雄²

¹正会員 一般財団法人計量計画研究所（〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-9）

E-mail:tishigami@ibs.or.jp

²正会員 東京工業大学大学院 総合理工学研究科（〒226-8502 横浜市緑区長津田町4259）

E-mail:tyai@enveng.titech.ac.jp

我が国の地方自治体では地域づくりに関わる計画が分野毎に数多く策定されており、計画が相互に整合性が図られていない可能性がある。本稿では、我が国における地域計画制度や英国におけるSustainability Appraisalの取り組みを参考に、新たな地域計画における持続性評価の要件を整理し、計画間の整合性を確保する観点からの持続性評価を活用した検討の枠組みの提案を試みた。持続性評価の要件として、1)持続性から見た政策・施策の整合性の検証、2)地域の空間構造と施策・政策の階層的な評価、3)市民等にとってのリスク認知、4)トレードオフの明確化、を整理した上で、既存の分野別計画から地域づくりに関わる計画に関する情報を抽出し、「目標」、「地域構造」、「政策・施策」の3つの観点から検証することで、実質的に整合性を確保するための枠組みを提案した。

Key Words : *sustainability assessment, consistency, sharing, local plan*

1. はじめに

我が国においては、今後の人口減少と少子高齢化を前提として、活力や生活の質の向上を図るとともに、防災に優れ、環境にやさしい地域づくりを進めることが主要な課題となっている。近年、地方自治体においては、持続可能な地域づくりの一環として、国土強靱化地域計画、防災都市づくり計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画、低炭素まちづくり計画など、防災面や環境面からの地域づくりの取り組みに進展が見られる。防災や環境分野の取り組みが重要であることは疑う余地もないが、こうした取り組みを地域づくり全体として捉えた場合、総合的で整合的であるかどうかということに関しては疑問が残る。

この問題に対して、土木計画学研究委員会環境・地域・社会資本問題検討小委員会¹⁾および日本都市計画学会防災・復興問題研究特別委員会社会システム再編部会WG3「交通インフラ」²⁾等が、今後求められる新たな地域計画の制度を提案している。具体的には、地域計画の内容として特に、地域の防災、環境・エネルギー、社会、経済などの分野からなり、これらの横断的な評価を地域の持続性評価（持続性アセスメント）として内包する制度である。我が国の地域づくりに関わる現状の計画制度

下においては、低炭素まちづくり法にもとづく低炭素まちづくり計画、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画、都市再生特別措置法にもとづく立地適正化計画など、実質的には分野毎に計画が策定されている実態があり、これらの計画が統合された1つの包括的な地域づくりの計画をあらためて位置づけ直すことは法制度の抜本的な見直しが必要であり極めて難易度が高い。新たな地域計画では、分野毎の計画であっても全体として整合性が図られればよいのだから、まずは自治体において、各分野の計画を対象とした持続性評価を実施していくことが実現化への近道と考えられるが、その具体的方法については整理がなされていない状況にある。

また、持続性評価は、ただ単に地域づくりの計画を防災、環境・エネルギー、社会、経済などの分野の視点から評価されればよいという訳ではなく、あるべき計画制度を前提として一体的に設計されるべきものである。計画間の整合性を確保する観点だけに特化するのではなく、あるべき地域計画の制度を前提として持続性評価の要件を整理し、この要件のもとでの持続性評価を計画間の整合性を確保するための取り組みに活用することが重要である。

本稿では、我が国における地域計画制度に関する既往文献等をレビューして新たな地域計画に期待される役割

を整理するとともに、持続性評価を地域づくりの計画に活用している英国における取り組みから持続性評価の活用実態や特徴を整理する。これらを踏まえて、行政的な視点と市民の視点から新たな地域計画における持続性評価の要件を整理し、計画間の整合性を確保する観点からの持続性評価を活用した検討の枠組みの提案を試みることにする。

2. 地域計画の枠組みに関する既往文献等の整理

新たな時代の地域計画制度のあり方に関しては、土木学会および都市計画学会の委員会等において様々な提言がなされている。ここでは、それらの提言を概説するとともに、新たな地域計画制度の役割を整理する。

(1) 環境・地域・社会資本問題検討小委員会提言書¹⁾

2011年6月に公表された提言書では、社会資本の適切な計画、整備、管理および利活用が不可欠であるのに対して、公共事業に対する無責任な批判、地味で整備に時間を要する社会資本に政治の目が向きにくいこと、行政においては個別の政策の実現に終始し全体を網羅する骨太の制度や議論が欠け、国民の意見を十分に反映しない一部の行政手続きが社会の信頼性を低下させている、といった現状認識のもと、社会資本の計画、整備、管理の仕組みを大きく変革し、国民の支持を得た制度を構築していくことの必要性が述べられている。

また、我が国の社会資本を巡る地域の課題として、都市や地域に係る総合的な計画手続きが整備されていないため、個別事業の経済評価や環境影響評価等、一部の評価に基づいて政策全体の判断がなされてしまう危険性が指摘されている。こうした課題認識から社会資本の計画・整備、管理制度の改革の理念として、社会資本及び地域に関して総合的で安定的な法的「枠組み」を再構築すること、国民等の参画を前提に計画の「目標を共有」するための法的「仕組み」をつくること、国民を含む主体の「合意」と「責任分担」に実効性を持たせる決定手続きを法的「仕組み」としてつくること等が提言されている。

(2) 災害アセスメント³⁾

2012年3月に日本創生委員会、復興～未来創生特別委員会が公表した「東日本大震災からの復興に向けて（中間とりまとめ）」の中で災害アセスメントに関する提言がなされた。東日本大震災を教訓にインフラ整備や開発事業の計画及び実施に対して、災害による影響の最小化を平時から認識し、事業認可制度に施設の安全性を確保するための制度を付加すべきとの内容で、災害脆弱性評価にもとづく二層の「災害アセスメント」が提案されて

いる。二層とは、国・自治体の上位計画を拘束する「上位計画災害アセスメント」、開発行為及び開発地・施設を拘束する「事業計画災害アセスメント」を指す。

(3) 防災・復興問題研究特別委員会社会システム再編部会報告書²⁾

2012年11月に公表された報告書では、問題認識については環境・地域・社会資本問題検討小委員会提言書とほぼ同様であるが、提言の柱は地域計画の法制度の創設である（図-1）。具体的には、短期から長期の計画目標として、少なくとも安全・安心、環境・エネルギー、社会、経済の4分野を対象とし、ソフト・ハードの施策を手段のパッケージとし、防災力アセスメント、環境・エネルギーアセスメント、社会・経済アセスメントの3つの戦略的アセスメントを我が国独自の持続性アセスメントとして制度化すること等が示されている。

また、計画目標の共有の必要性が示されている点がこの提言書の特徴である。計画の実効性を高め目標達成に向かうためには、全ての関係主体の役割と責任を明確化することが必要であり、そのためには計画目標の共有が必要となるということである。さらに、計画目標を共有するためには決定過程への参加がなければ計画への理解も得られないことから、参加が共有と責任分担の必要条件となると考えられることが指摘されている。

(4) 中央環境審議会地球環境部会報告書⁴⁾

2012年6月に中央環境審議会から政府のエネルギー環境会議に提出された「2013年以降の対策・施策に関する報告書」では、各主体が長期を見据えた魅力ある地域像を共有すること、地域の持続的な取組を支える新たな制度等の構築すること、防災・減災、低炭素・地域エネルギー確保に関する取組を横断的に評価する仕組みを構築すること、が提言されている。この提言で示されている計画枠組みは、基本的には(3)と同様の内容である。

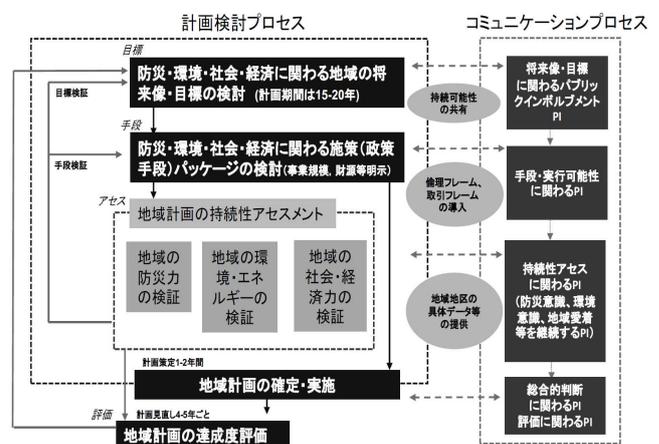


図-1 持続性アセスメントを内包する地域計画体系（文献5）

(5) 社会と土木の100年ビジョン⁵⁾

2014年11月に公表されたビジョンでは、第4章目標とする社会像の実現化方策の中で制度に関して述べられている。地方自治体レベルの地域計画の制度化が方向性として示されており、その内容については先の(1)、(3)の提言書とほぼ同様の内容である。ビジョンの中で新たに指摘された視点に公共心と未来への想像力がある。

日本人の公共心は高く、東日本大震災の支援活動でもそれらが示されてきたが、一方で震災がれき受け入れを強硬に拒む一部住民の声が自治体に受け入れを断念させるように公共心が地域社会で発揮できない場面がでてきていることを指摘している。こうした状況に対して、将来の世代・社会のために今現在配慮すべき心に関わる未来への想像力を発揮できるようにするために、未来への想像力を高められるような法制度上の枠組みの必要性が述べられている。地域計画制度が未来への想像力と密接に関連した整理となっている。

(6) 既往文献等に見るこれからの地域計画の役割

これまでに整理した内容をもとにこれからの地域計画に求められる主要な役割を整理すると、a)総合性、b)継続性、c)共有、d)公共心の醸成の4つに分けられる。以下、これらについて述べる。

a) 総合性

防災、環境、社会、経済等の分野を含む総合的な観点から政策が判断できるようにする必要がある。大震災の発生や国際的なトレンド等によって、一時的にある特定の分野に視点からのチェックが入ることは良いが、過度に偏重してしまうケースも少なくない。その証拠に、都市の成長を意図して市街地を拡大した結果（経済）、危険性の高い急傾斜地が市街化されてしまう（安全）等の事象は各地で起こっている。地域づくりにおいては、ある一つの視点で判断することが、後の社会に大きな負の影響を及ぼす可能性があることを見逃さないようにすることが重要である。

b) 継続性

地域づくりには、実現までに長期の時間を要する社会資本整備が含まれる。長期の時間を要する取り組みが、政権交代などの影響で政治的に中止に追い込まれてしまうことは、地域にとって良い結果をもたらさない場合がある。もちろん、事業の途中段階で何らかの事情で必要性が失われた事業は中止すべきであるが、これは計画制度として、再評価などの事業の途中段階での検証を織り込めばよい話である。これらを踏まえると、地域計画制度の役割として、安定的で継続的な地域づくりの取り組みを担保できる必要がある。

c) 計画の共有

地域づくりの主体は行政だけでなく、市民等や各種団

体も含まれる。かつての地域計画は社会資本整備が主であり、行政が実施する施策のみが列挙されることが少なくなかった。そもそも社会資本のストックが少ない時代であったのだから当然のことと言える。しかし、現在の財政状況を考えれば全てを行政が支えることは限界があり、これからの地域づくりにおいては市民等や各種団体も主体的に取り組むことが求められる。このような認識に基づけば、地域共通の目標の達成に向かうためには、関係する主体が地域の目標を受け入れ、それぞれの役割と責任が明確化され、責任が全される必要がある。この大前提として、地域の目標を含む地域計画そのものが関係する様々な主体の間で共有されていなければならない。

既存の提言書等の内容は、例えば国土強靱化計画の脆弱性評価に代表されるように、既に最近の制度化により導入が図られたものもある。ただし、その多くは行政が主体的に実施する施策を中心とした「行政計画」を対象としており、市民等を含む様々な主体が一緒になってより良い地域をつくるための取り組みを含むいわゆる「公共計画」にまでは及んでいないように見受けられる。

d) 公共心の醸成

先に述べたとおり、これからの地域づくりは市民、各種団体、行政の各々が主体的に取り組む必要があるが、これを実現するには市民が地域づくりに関心を持てるような環境を整え、人々の公共心の醸成を促していくことが重要である。公共心が高まらなければ、社会への関心は低いままであり、市民の自発的な取り組みは生じにくい。地域計画づくりに市民等が関わるのが契機となり、他者や他地域、過去や将来の世代への関心が高まり、その結果として公共心が高まることが期待される。

こうした考え方は、ファーガソン⁶⁾が指摘するように、地域住民が自発的、能動的に行ってきた各種活動が、集権的国家による活動に取って代わられたため市民社会が衰退状態にあることから、政府、市場、法律、市民社会がお互いを補足し補強し合える状態に諸制度を見直すべき、との主張にも通じる。

3. 英国の地域計画における持続性評価

英国では、2004年に策定されたPlanning and Compulsory Purchase Act 2004において、地方の計画主体がLocal Planを策定するときには必ずSustainability Appraisalを実施することを求めている。上記の法に基づくLocal Planの策定が進んでおり、多くの都市ではSustainability Appraisalの結果をホームページ上で確認できる。ここでは、英国の人口50万人以上の都市でSustainability Appraisalの結果をホームページ上で確認できた8都市（バーミンガム、リーズ、シェフィールド、ブラッドフォード、マンチェスター、リバプール、レイセスター、ウェークフィールド）の事例

を参考に、計画検討における持続性評価の活用の実態と特徴を整理した。

(1) 評価の枠組み

a) 評価項目の設定

Sustainability Appraisalを行う際の評価項目は、各都市ともにLocal Planで設定された目標とは異なる独自の評価項目を設定している。評価項目の多くは経済、社会、環境の観点から分類されている。独自に評価項目をたてているのは、Local Planで設定した計画目標さえも持続性評価の対象としているためである。

多くの都市に共通する評価項目としては、「経済」に関しては経済成長、教育と訓練の促進、質の高い雇用機会が、「社会」に関しては質の高い住居の提供、健康の増進、安全・安心の確保、レジャー等の増進が、「環境」に関しては歴史的価値の保全と活用、自然環境の保全、大気汚染の最小化、廃棄物削減、気候変動への適用（特に洪水）があげられている。

地域計画の目標は、各市の特徴や独自性を踏まえて設定されることが望ましいと考えれば、地域計画の目標とは独立的に持続性評価の評価項目を設定し、持続性の観点と地域計画の目標が整合的かどうかを検証する方法は合理的な方法と言えるのではないか。

b) オプションの評価

Sustainability Appraisalでは、取り得るオプションがそれぞれ比較評価されている。例えば、将来の居住者数や従業者数の組み合わせを複数用意して比較したり、温室効果ガスを削減するための複数の取り組みを比較したりしている。いわゆる代替案が複数用意され、その評価を実施し、評価結果をもとに対話を重ねた上で代替案が選択されている。我が国の多くの計画では代替案比較が示されずに今後取り組む政策や施策のみが示されることが多いことと比較して考えると、英国の方法は、施策や政策の判断にまでアカウンタビリティが確保しやすい仕組みとなっていると言えよう。

c) 個別評価

Sustainability Appraisalでは、定量的な評価、定性的な評価のそれぞれがなされているが、評価の総合化は行われず、あくまでも評価項目毎に評価結果が示されているだけである。例えば、ある地域における開発を抑制し緑を保全することは、温室効果ガスの削減には寄与するが、経済的発展の機会を失うことから経済的に負の影響が生じる、といった評価が示されている。

評価結果を総合化せずに個別の結果のまま示す方法は、ある施策を実施することによる効果や影響の全体像や相互のトレードオフの関係を把握することに役立つ。最終的にある施策を選択する際には、複数の施策を対象とした個別の評価結果により相互のトレードオフをふまえた

ものとなるため、そのトレードオフが示された方が意志決定の透明性が増すとともに、市民等にも意志決定の根拠が示されるという利点がある。

(2) 評価の対象

英国の人口50万人以上の8都市を対象に、Sustainability Appraisalの評価の対象を整理した結果、ほぼ、どの都市においても、「ビジョンと目標」、「空間計画の方針（シナリオ）に関するオプション」、「政策・施策のオプション」、「都市機能の配置に関するオプション」を対象に評価が実施されている。全ての都市に共通するのは「ビジョンと目標」、「政策・施策のオプション」であった（表-1）。

「ビジョンと目標」は、先に述べたように、評価項目と照らし合わせて、ビジョンや目標の中に持続性の観点が全て含まれているかどうかのチェックである。「空間計画の方針（シナリオ）に関するオプション」は、市街地を拡大させるのか、維持するのか、縮小させるのか、郊外に新たに拠点をつくるか否か、居住人口の規模はどのくらいにするのか、といった地域の構造の大枠に関する評価である。「政策・施策のオプション」はいわゆる分野別の取り組みに関する評価であり、例えば、低炭素化の場合、グリーンインフラへの追加的な投資や開発時の低炭素化への配慮をこれまで以上に実施する場合と、現況程度のままとした場合の比較などを指す。最後に「都市機能の配置に関するオプション」としては、開発の余地がある具体の場所が複数あり、このうち、ある施設を整備した場合の影響等を評価項目で評価するものである。これは、計画許可制度が根付く英国ならではの評価と捉えることができる。

Sustainability Appraisalの特徴は、ただ単に目標達成の手段である政策や施策のみが持続性の観点から評価されているのではなく、そもそものビジョンや目標と地域の空間構造さえも評価の対象としている点にある。施策単体で持続性を評価しても、地域全体の構造からみたら必ずしも持続的でない場合がある。例えば、郊外開発に取り組むための施策の中から最も持続性が高い施策を選んだとしても、そもそも郊外開発に取り組むこと自体が持続的でない場合等である。地域構造の大枠の段階で持続性

表-1 Sustainability Appraisalの評価対象（全8都市）

評価対象	都市数
1.ビジョンと目標	8
2.空間計画の方針（シナリオ）に関するオプション(core strategy)	6
3.政策・施策のオプション	8
4.都市機能の配置に関するオプション (site allocation)	5

を評価し、その後で具体施策に関する持続性を評価するというように段階的に評価することで、地域づくりに関わる取り組み全体としての持続性の検証が可能となる。

4. 我が国の地域計画における持続性評価の要件

既存の提言書等で示されている新たな地域計画制度に期待される役割や英国におけるSustainability Appraisalの実態を踏まえて、我が国の地域計画の持続性を検証するための持続性評価手法の要件を整理する。

(1) 持続性からみた政策・施策の整合性の検証

持続性評価は地域計画が持続的であるかどうかを検証する仕組みであり、我が国に導入すべき持続性評価に関しても、地域づくりに関わる政策や施策が防災、環境、社会、経済の観点で整合性が図られているかどうかを検証できることが第一の要件である。縦割りで行われがちな地域づくりの政策や施策を持続性の観点で総合的にチェックをかけることで、ある1つの視点からの判断で全体の方針や取り組むべき施策がきまってしまうようにする。環境アセスメントや事業評価などはある1つの視点から施策を検証する仕組みとして導入されてきたが、あたかもアセスや事業評価だけで事業が判断されることは避ける必要があり、持続性評価にはこうした役割も求められる。

(2) 地域の空間構造と施策・政策の階層的な評価

地域計画においては、施策を検討する前段として、地域の空間構造の検討が重要である。地域づくりに関する個々の施策の中から持続性のある施策が選ばれたとしても、その前提となる地域の空間構造が持続的でなければ意味がない。

地域の空間構造は、区域マスタープランや都市計画マスタープラン等において将来都市構造等で示されていることから、この情報を整理し、地域の空間構造に関する複数の代替案を設定し、これを持続性の観点から評価して、望ましい地域の空間構造を明らかにする。望ましい地域の空間構造を前提として、個々の施策を持続性の観点から評価する。こうすることで、空間構造としての持続性が確保されることになる。この考え方は、二層の災害アセスメントや英国のSustainability Appraisalとも通じるものである。

(3) 市民等にとってのリスク認知

地域計画に関する既往文献等の整理の中で、地域計画の役割の1つとして計画の共有に言及した。ここでは計画を共有する観点から持続性評価をどのように活用できるのかを整理する。

行政が地域づくりの全てを担うことは財政的に不可能であることから、これからの地域づくりは行政に加え市民、民間団体などによる主体的な取り組みが欠かせない。地域づくりに関わる全ての主体が、与えられた役割のもとで責任を全うするように行動するようになるためには、共通の将来像が共有されている必要がある。ここで言う共有とは、各主体が単に計画内容を認識することではなく、各主体が計画に沿って責任を全うする行動をとることを前提に計画を受け入れることである。地域計画に関わる主体は数多いため、多くの場合は自分にとって最良ではない施策（さらに言えば個人の負担を伴う施策）が含まれる計画となる。その場合であっても、他者や他地域の状況を考慮して総合的な視点から計画を受け入れられるようになるためには、他者がおかれている境遇と問題認識に共感していることが条件となると考えられる。

共感に関しては、古くはヒューム⁷やアダムスミス⁸の時代から、近年では実験社会心理学の分野においてバトソン⁹が共感—利他性仮説の中で共感の種類の体系的な整理を行っている。桂木¹⁰は公共哲学の分野から共感に関して「想像上の立場の交換によって相手の立場を冷静に把握し、あるいは相手の立場からみた自分の立場を認識し、そうした批判的（反省的）作業を通じて相手に対処すること」と述べている。

行政、市民、民間団体等の各主体が地域計画を自分の計画として受け止め、計画にもとづいて責任を全うするようになるためには、地域計画の策定過程に関与し、その過程において、持続性評価をきっかけとした想像上の立場の交換によって他者のものの見方や考え方を容認し、全てが自分の望む通りになっていない計画であったとしても、社会のためにその計画を自分のものとして受け止める、というプロセスが必要となる。この時、持続性評価によって災害リスク、気候変動リスク、安全リスク、健康リスクなど、地域が抱える様々なリスクを明らかにすることができることから、リスクコミュニケーションのための材料としての役割が持続性評価に期待される。

また、想像上の立場の交換は計画の共有のみならず、地域づくりの源である公共心を高めることにもつながることが期待される。持続性評価によって他者や他の地域の状況を皆が見られるようにすることで想像上の立場の交換が促進され、利己的に判断していた状況から視野が広がり、公共性の視点からの判断が促されるようになると考えられる。こうしたことから、持続性評価によるリスク認知をきっかけとして公共心が高められることが、地域づくりに関わることの原動力になり、また、インフラ整備など市民の協力が不可欠な個別のインフラ事業への理解や事業推進への協力にもつながっていくことが期待される。

(4) トレードオフの明確化

計画間の整合性を検証する観点でも、想像上の立場の交換を促進する観点でも、施策による評価項目間のトレードオフの関係を明らかにすることが重要である。ある施策が持続性にどのような影響を及ぼすのかが明らかとなれば、その施策を実施する際には特別の配慮をする動機となる。また、実施する施策の違いによって影響を受ける地域が異なるということは、想像上の立場の交換を促進させることに繋がる。

地域計画を策定するという事は、多様な視点がある中で、ある1つの取り組みを選ぶという極めて困難な意志決定を伴うものである。この意志決定の裏にある複雑なトレードオフの関係を明らかにすることが、計画づくりに関与する市民等の想像上の立場の交換を促し、さらには公共心の醸成にも繋がるのが期待される。このように考えれば、様々なトレードオフの中で社会的な意志決定を行うというプロセスを前提に、評価結果を1つの指標に統合して総合化するよりも、それぞれの視点からの評価結果を示す事の方が効果的と考えられる。

5. 計画間の整合性確保に関する枠組み

ここでは、前章までの要件を満たす持続性評価を活用した計画間の整合性確保に関する枠組みについて論じてみたい。

英国ではLocal Planを対象にSustainability Appraisalが行われているが、これはLocal Planが地域づくりの総合的計画としての位置づけが明確に与えられているからである。一方で我が国においては、総合計画が最上位の計画であるが空間概念が含まれていない場合が多く、また、区域マスタープランや都市計画マスタープランは空間計画ではあるが都市計画法で定義される都市計画以外の部門にはほとんど影響が及ばない。さらには、国土強靱化地域計画、温暖化対策実行計画、低炭素まちづくり計画、立地適正化計画など、法的に位置づけられた様々な計画が存在している。これらを地域づくりの計画に一本化して、その計画に対して持続性評価を実施することが考えられなくはないが、国レベルの制度見直しには時間を要する。

そこで、地域づくりに関わる様々な分野別計画を対象に、計画に記された政策・施策を整理した上で、政策・施策を持続性の観点から評価することを通じて、各分野別計画の間の整合性を確保する方法を提案する。具体的には、総合計画や都市計画マスタープラン等から地域づくりの「目標」と将来目指すべき「地域構造」に関する情報を、地域防災計画、国土強靱化地域計画、地球温暖化対策実行計画、低炭素都市づくり計画などの分野別計画から具体的な「政策・施策」に関する情報を抽出して、これら全体を英国におけるLocal Planに相当する地域計画

と見なして、「目標」、「地域構造」、「政策・施策」を別途設定した持続性の評価項目に照らして評価する方法である。「政策・施策」については可能な限り取り組みを適用する場所を特定して、即地的に評価を行うことが、共有の促進やトレードオフの明確化にもつながる。なお、評価にあたっては、既存の計画から抽出された「地域構造」や「政策・施策」の妥当性が検証できるように、比較のための代替案もあわせて評価することが望ましい。

このような取り組みを通じて、例えば、低炭素都市づくり計画で示された施策でも、経済、社会、防災の面からの影響の検証がなされるようになり、地域づくりに関わる全ての施策が持続性の観点からチェックされる。また、これは住民にとってのリスク認知にもつながる。評価の結果、問題があるようであれば、個別の分野別計画にある施策そのものを見直すことや、問題の影響を小さくするための追加的対策を他の計画において実施することなどの対応がとられるようになる。

このような持続性評価の仕組みを各自治体が持ち、新たに分野別の計画を策定する際には持続性評価の実施を求め、計画に盛り込もうと考えている施策を評価することを自治体内で制度化することにより、現行の国レベルの計画制度が見直されずとも、自治体レベルで実質的に計画の整合性が確保されるようになる。

6. まとめ

本稿では、我が国における地域計画制度に関する既往文献等や英国におけるSustainability Appraisalの取り組み状況を踏まえて、地域計画における持続性評価の4つの要件を整理した。その上で、計画間の整合性を確保する観点からの持続性評価を活用した検討の枠組みを提案した。

今後の課題として、この枠組みにもとづいて持続性評価手法を具体化するとともに、実際に自治体の計画を対象としたケーススタディを実施することで適用性の検証が必要である。また、本稿においては計画の共有や公共心の醸成と持続性評価の関係性について言及したが、持続性評価が共感を促進し、公共心を醸成するための方法についての検討が必要である。

参考文献

- 1) 土木学会土木計画学研究委員会：安全・安心な環境地域社会の実現のために（提言）、環境・地域・社会資本問題検討小委員会、土木学会誌、平成 23 年 9 月号。
- 2) 日本都市計画学会防災・復興問題研究特別委員会社会システム再編部会：社会システム再編部会（第三部会）報告書、pp.71-83、2012。
- 3) 日本創生委員会 復興～未来創生特別委員会：東日本

- 大震災からの復興に向けて 中間とりまとめ, 2012.
- 4) 中央環境審議会 地球環境部会：2013 年以降の対策・施策に関する報告書（地球温暖化対策の選択肢の原案について），pp.857-873, 2012
 - 5) 土木学会：社会と土木の 100 年ビジョン， pp.107-116, 2014.
 - 6) ニーアル・ファーガソン：劣化国家， pp.133-162, 東洋経済新報社, 2013.
 - 7) デイヴィッド・ヒューム（大槻春彦訳）：人性論（四），岩波書店, 1952.
 - 8) アダム・スミス（水田洋訳）：道徳感情論（上），岩波文庫, 2003.
 - 9) C. ダニエル・バトソン：利他性の人間学， pp. 3-35, 新曜社, 2012.
 - 10) 桂木隆夫：すれっ枯らしの公共心，勁草書房, 2009.

(2015. 4. 24 受付)

A PROPOSAL ON FRAMEWORK TO PROMOTE CONSISTENCY OF A PLAN USING SUSTAINABILITY ASSESSMENT

Takahiro ISHIGAMI and Tetsuo YAI